

児童手当制度のご案内

(令和6年10月分から新制度に)

POINT①

対象児童の年齢拡大（高校3年生相当年齢まで）



支給対象児童の年齢は、中学生までから高校3年生相当年齢まで(18歳到達後最初の3月31日まで)拡充されました。

POINT②

第3子以降の支給額増（第3子以降3万円）



第3子以降の多子加算カウント方法は、22歳年度末までの子で受給資格者に経済的負担がある場合には、カウントが可能となり、第3子以降は月額3万円(多子加算)となります。第3子以降の多子加算カウント方法は裏面もご覧ください

【支給月額】

- 3歳未満:1万5千円(第3子以降は3万円)
- 3歳～高校生相当年齢:1万円(第3子以降は3万円)

POINT③

所得制限なし



支給要件のうち、所得制限が撤廃され、所得に関係なく支給されます。

POINT④

支払月の変更（2か月に1回：年6回）



児童手当の支給回数が年6回となり、偶数月の各10日に支給されます。

※支給日が土曜・日曜・祝日にあたる時は、その直前の金融機関営業日が支給日となります。

2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
2か月分		2か月分		2か月分		2か月分		2か月分		2か月分	
		支給日 4月10日			支給日 6月10日			支給日 8月10日			支給日 10月10日
								支給日 12月10日			支給日 2月10日

申請が必要です。

詳細は、市ホームページをご確認下さい!



(市HP)

申請手続き確認フローチャート

児童を養育している方が父と母の場合、所得の高い方の職業は公務員ですか？

はい

公務員の方は、勤務先にお問合せ下さい！

いいえ

所得の高い方の住所は松戸市外ですか？

はい

所得の高い方の住所にお問合せ下さい！

いいえ

児童手当対象者に兄弟(H16.4.2生まれ～H20.4.1生まれ)がいて、その人を含めた子どもの数が3人以上になりますか？

はい

申請必要

- 認定請求書
- 監護相当・生計費確認書

いいえ

申請必要

- 認定請求書

【受給資格】

児童手当は、高校3年生相当年齢までの児童を養育する父母のうち、所得の高いどちらか一方に支給されます。

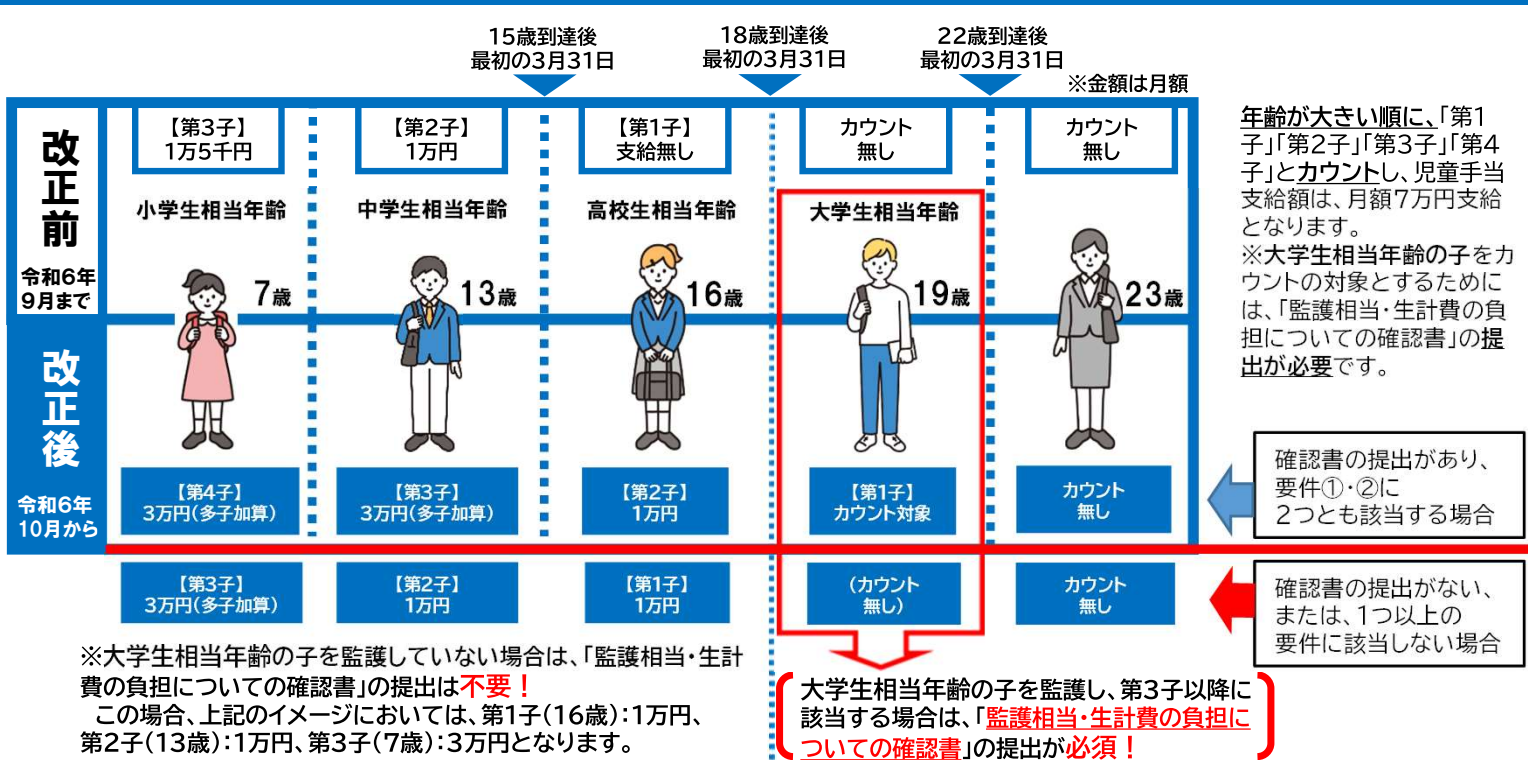
【国内居住の方が対象】

- 原則として、養育者・児童ともに、「日本国内に住んでいる」場合に支給対象となります。
- 海外留学のため、児童が父母と離れて国外に住んでいる場合は、裏面のお問合せ先までご相談ください。

注意事項

- 児童手当は、原則、申請した月の翌月分からの支給となります。ただし、誕生日や転入した日(異動日)が月末に近い場合、申請日が翌月になっても、異動日の翌日から15日以内であれば、申請月分から支給します。申請が遅れると、遅れた月分の手当を受給できなくなりますので、ご注意下さい。
- 児童手当は、戸籍住民票等に異動が生じた場合、原則、15日以内に届出が必要です。
- 所得更正(過年度分含む)により旧制度分の支給区分が変更となった場合、返還金が発生する場合があります。

第3子以降の多子加算カウント方法例



「監護相当・生計費の負担についての確認書(監護相当・生計費確認書)」の要件

- ①大学生相当年齢の子について、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をしている。
- ②大学生相当年齢の子について、生計費の相当部分を負担している。
(大学生相当年齢の子自身が、自立して生活を営んでいる場合には該当しません。)

※大学生相当年齢の子とは・・・

「18歳到達後最初の3月31日を経過した子から、22歳到達後最初の3月31日までの間にある子」を指します。

児童手当に関する必要な各種申請・届出

※詳細は、「市HP」をご確認ください！

① 認定請求書	出生・市外からの転入等で、新たに児童手当を受給する場合。
② 別居監護申立書	受給者と児童が別居になった場合。(同居保護者からの同意が必要です。)
③ 養育状況等申立書	婚姻や転居(児童が別居から同居になった)等、養育状況に変動があった場合。
④ 監護相当・生計費確認書	大学生相当年齢の子を養育し、第3子以降の多子加算を受ける場合。
⑤ 額改定届(増額・減額)	養育する児童数に変動があった場合。
⑥ 振込先金融機関変更届	振込先金融機関を変更する場合。受給者の変更は別の届出が必要です。(配偶者名義または、児童名義への口座変更はできません。)
⑦ 現況届	提出が必要な方へは、毎年5月末に、市から送付します。
⑧ 消滅届	受給者の市外転出等、児童手当の受給要件を満たさなくなった場合。
⑨ 不足書類提出	各種届出の不足書類がある場合。



※児童給付担当窓口・各支所・郵送での提出可能

①⑤⑦⑧ ぴったりサービス	③養育状況等 申立書	④監護相当・ 生計費確認書	⑥振込先 金融機関変更届	②⑨ 不足書類提出

【お問合せ先・郵送先】松戸市 子ども未来応援課 児童給付担当室(新館9階)

〒271-8588 松戸市根本387-5

電話:047-366-3127 受付時間:平日8:30~17:00



〈市HP〉